15 世紀後半期イングランドにおける 宮内府改革とその意義 ——政治的危機克服の試み——

井内太郎

はじめに

15世紀後半のイングランドに関する記述の多くは、まずバラ戦争の記述が中心に展開される(*)。1455年から1487年にかけて三次に渡って繰り広げられたヨーク家とランカスター家の王位を巡る争いは、中央政界における政治的混乱・分裂をもたらしたのみならず、地方社会にも社会的な緊張関係の高まりなど、様々な影響を及ぼすこととなった。経済的に見ても、戦乱期に国内の経済活動が混乱し、海外貿易が不振に陥ったことは、都市内の生活に暗い影を落としたし、また関税収入の減少は、それが国家財政の主要財源の一つであったことから、国家財政を危機的な状態に陥らせることとなった(2)。このように15世紀後半のイングランドの政治状況を理解する鍵概念が、危機、混乱、不安定であることに異論はない。

しかし、本章で考えてみたいのは、そうした危機的な状況の中から、徐々にではあれ政治的・社会的統合を目指す動き、言い換えれば、政治的危機の克服の試みが、いかにして現れてきたのかという問題である。この問題は、近年の近世史研究の動向とも深く関わっている。かつての A. F. ポラード流ないしはホイッグ史観的なテューダー王朝史観であれ、またそれを徹底的に批判し、変革の時期を 1530 年代まで引き下げてテューダー行政革命論を提唱したエルトンであれ、16世紀以降の国家や行財政組織の近代的(early modern)な性格が強調される傾向が強かったため、15世紀後半と 16世紀とは非連続的に捉えられることになってしまった。しかし、近年の研究では、修正主義的立場からエルトン説などの見直しが進んでおり、これまで 16世

紀の政治・社会構造に特徴的な要素と考えられてきたものの多くが、実はエドワード4世時代あたりに、その起源を持つことがわかってきた⁽³⁾。そうした研究成果を受けて15世紀後半から16世紀前半までの約1世紀間を、連続する部分と変化する部分を含めて全体として捉え直えそうとするあらたな試みがなされつつあるのである。

そこで本章では、15世紀後半期の宮内府(the King's Household)の改革とその意義について分析しながら、それが、いかなる政治的危機の克服の試みであったのか、さらに、そこに16世紀の宮内府に継承される新たな制度や価値観を見て取ることができるのか、検討してみることにする⁽⁴⁾。

1 宮内府組織に関する国王の布告

15世紀後半期の宮内府改革の実態を分析する際には、いくつかの史料の利用が可能である。公式な記録としては、宮内府の財務官や監査官の会計記録、納戸部(the Great Wardrobe)管理官の会計記録、宮内府に関する布告(the Ordinances of the King's Household)などが挙げられる。もちろん、限られた紙幅の中で、これらの史料のすべてについて取り上げることは不可能である。したがって本章では宮内府に関する布告を基本史料として用いながら、同史料から宮内府改革の意義についてどこまで読み込めるのか、その史料的な有効性について考えてみることにする。

ここで取りあげる宮内府に関する布告は、王の布告であり、法的な有効性を持つ公式な規定であった。これらの史料からは、ある程度まで当時の宮内府内の職員の数や俸給額、諸経費の実態などを知ることが可能である。ただし、会計帳簿などのように宮内府の財政状態を綿密に示しているわけではない。また布告の諸規定が実際のところ、どこまで効力があったのかもよくわからない。にもかかわらず、この史料は宮内府組織に関するもっとも包括的かつ基本的な史料として、これまで研究者の間で頻繁に用いられてきたのである⁽⁶⁾。

まず宮内府組織に関する布告を時系列的に整理してみよう。(資料 1-a) は、12 世紀初頭から 16 世紀前半までの宮内府組織に関する国王の布告のうち、

15世紀後半期イングランドにおける宮内府改革とその意義 井内太郎 273

資料1 15世紀における家政内の組織、職務、儀礼に関する史料

資;	料1 15 世紀における家政内の組織、職務、儀礼に関する史料
(a) the Kin	g's Household 関係史料
1130's	the Constitutio Domus Regis (in <i>Dialogus de Scaccario and Constitutio Domus Regis</i> , 128-35.)
1279	Ordinance of Ed II (in T. F. Tout, Chapters in the administrative Historyvol. II, 158-63.)
1318	Ordinance of Ed II (in Do, The Places pp. 267-318.)
1445	Ordinance of Hen VI (Myers, Household, pp. 63-75.)
1454	Ordinance of Hen VI (Proceeding and Ordinances of the P. C. of England, vol. VI, pp. 220-33.)
1471	Ordinance of Ed IV (Myers, op. cit., pp. 198-202.)
1471-2(?)	
1478	Ordinance of Ed IV (<i>Ibid.</i> , pp. 203-28.)
1494	Articles Ordained by the king Hen VII (H. O., pp. 109-33.)
1495	Ordinance of Hen VII (the Antiquarian Repertory, vol. II, p. 184f.)
1526	Ordinance of Hen VIII at Eltham (H. O., pp. 135-240.)
1532	the Order taken by the king highnes at his monour of your place
-	(BM. Additional MS 9835, fos. 24r & 26r)
1540	the Book of the new Ordinary of the king's most honourable House-
	hold (<i>The Genealogist</i> , new series, vol. xxix-xxx, 1913-4.)
(b) 王族関係	Mospon では Mospon Mosp
1468	Stablishments and Ordinances for the rule and guiding of the
	household of duke of Clarence (H. O., pp. 87-105.)
1473	Statutes and Ordinances for the politic, sad, good rule of the house-
1110	hold of Prince Edward (in N. Orme, 'The Education of Ed V', B. I. HR., 57 (1984), pp. 119-30.)
1484	the Ordinance for such number of persons as shallbe in the north as the king's household at Sandal castle (R. Horrox, eds., <i>British Library Harleian Manuscript</i> 433 (London, 1983) vol. III, p. 114.)
1485(?)	the order, rules and construction of the house of the Duchess Cecily the mother of Ed IV (<i>H. O.</i> pp. 35-39.)
(c) 家政内(i	こおける職務や作法の指導書
1440	the Book of Nurture by J. Russell (in <i>Furnivall, Meals and Manners</i> , pp. 1-83.)
1450	the order how a Gentleman Usher shall serve his great master owned by duke of Gloucester (<i>Longleat MS</i> 257, fol. 109.)
1475	verse addresses to young babies whom blood royal with grace feature and high ability hath enforms (Furnival, op. cit., pp. 250-8.)
1508	the Book of Service and Carving and Sewing and all manner of office in his kind unto a Prince or any other Estate (Furnival, op. cit., pp. 149-72.)

註) カッコ内は出典。本文の註(5)も合わせ参照。

現在その存在が確認されているものを整理してみたものである。今のところ、ヘンリ1世時代の1130年代に制定された布告が、最初のものであると考えられている。次に1279年と1318年に布告が制定されているが、その後15世紀後半までの約1世紀半もの間、宮内府組織に関する包括的な国王の布告は、今のところ発見されていない。また宮内府の組織や運営に関する非公式な史料も、それ程多くは残っていない(๑)。したがって、その間に王の布告を発令する程の宮内府組織や運営の改革の必要性が生じなかったものと思われる。ところが15世紀後半以降になると、布告の数が急増するのであり、それに王族関係者の家政に関する布告(資料1-b)を加えると、さらにその印象が強まる(の)。一方、宮内府組織の改革と並行して、主に貴族やジェントリを対象に家政内における職務や作法の指導書(資料1-c)が広く出回っていたことにも注目しておきたい(๑)。これらの事実から明らかなことは、15世紀半ば以降に、何らかの理由で宮内府組織の改革の必要性が、政治的エリート層の間で広く認識されるようになったことである。

近年、近世史家の間でも、この時期の宮内府組織に関する一連の国王布告が注目されてきたのも、その点と深く関係している。ヘンリ8世治世の1526年に発布されたエルタムの布告(the Ordinance at Eltham)により、宮内府の大規模な組織改革が行われ、その後の宮内府の基本構造が確立されることになる。しかし、それは16世紀に入って一気に起こったものではなく、少なくともエドワード4世治世以降の漸次的な宮内府組織の改革の最終的な到達点と考えられている。中でもエルタムの布告のモデルとして注目されてきたのは、エドワード4世治世に作成された「黒本(the Black Book of the Household of Edward IV)」であり、それは中世以来の宮内府の布告を集大成し、洗練化したものという評価が与えられてきたのである⁽⁹⁾。そこで、まず「黒本」を基本史料としながら、宮内府組織の改革の意味について考え、さらにそれを、その前後の布告の中に位置づけてみる、という作業から始めよう。

15世紀後半期イングランドにおける宮内府改革とその意義 井内太郎 275

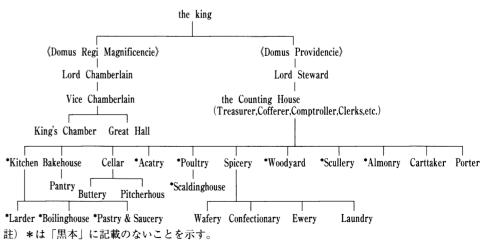
2 宮内府改革に関する国王布告の分析

(1) 第一系列の布告群

① 「黒本」の分析

まずこの史料の作成時期と作成者についてであるが、残念ながら、はっきりとしたことは、わかっていない。有力な説としては、エドワード4世がブルゴーニュへの亡命から帰還した1471-2年頃に、当時、宮内府会計局の金庫役(the Cofferer)であったエリントン(J. Elington)が、国王評議会の要請を受けて作成したとするものである⁽¹⁰⁾。

では「黒本」の全体構成に関わる特徴から見てみよう。宮内府組織は大きく分けて侍従長(the Lord Chamberlain)が管轄するチェムバー(Chamber, Domus Regie Magnificencie, Upper Stairs)と執事長(the Lord Steward)が管轄するハウスホールド(Household, Domus Providencie, Lower Stairs)の2つの部門から構成されていたが(資料2)、「黒本」もそれに則した内容構成となっている(*1')。まず、かつての王たちの理想的な宮内府を振り返った後に(1~7条)(*12)、前者に関する条項(8~66条)、後者に関する条項(67~92条)と続く計



資料2 宮内府の組織図

92 の条項から構成されている。ところが、後者に関する規定は、会計局管轄 下の主に物資調達を担当する各部局に関する規定であるにもかかわらず、第 92条の洗濯係り(the Laundry)に関するもので突然に終了しており、その後 に続く部局の規定が欠けている(資料2)。中でも約20名のスタッフを抱えて おり、また職務からしても重要な部局であった調理部の規定が欠落している ことは、大きな問題点であった。つまりこの史料は、未完成の規定集であり、 正式な国王の布告ではなかったということである。おそらく、正式な布告の 作成に向けての草案であり、他の正規な布告とは、本質的な性格が違うとい う点に注意しておきたい。では、にもかかわらず同史料が注目に値する理由 とは何か。それは同史料のオリジナルが、少なくとも 1610 年頃まで会計局に 保管されていたこと、またその間に転写が繰り返されている点がまず挙げら れる。現在、「黒本」のオリジナルは消失しているが、12のマニュスクリプト が現存している。そのうちの4つがヘンリ8世時代のもの、5つが17世紀前 半に新たにスコットランドのステュアート王家からイングランド王を迎えた 時期のものであり、そのいずれもが宮内府組織の改革の必要性が高まった時 期にあたっていた(13)。このように、「黒本」は、非公式な草案でありながら、 宮内府組織の改革の際の基本資料として、正規の布告と同等ないしは、それ 以上の扱いがなされてきたのである。その理由としては、各条項の詳細さに おいて「黒本」が他の正規な布告をはるかに凌いでいる点が、当時の人々の 資料的な信頼度を高めたものと考えられる。

本章では、すべての規定内容について踏み込む余裕はないが、その最大の目的は、はっきりとしている。すなわち、宮内府内の正規の職員の数と彼らの職務規程を明記して規律化し、同時に宮内府内の経費節減や倹約を目指すものであった。その背景には、当時の国家財政の危機的状況下にあって、宮内府の規模が拡大し諸経費が増大していることへの議会の反発、改善要求があった。したがって、各規定の一般的特徴も、各部局の職員の数、俸給額、物資の割当量(food, wood, candles etc.)食事を取る場所(the king's chamber, the great hall, the office)の指定、会計局への会計報告の手順などであった。たとえばエイル貯蔵室(the Office of Butelary of Ale)の責任者であったヨーマンの規定について、それらの点を確認してみよう。彼の職務としては、エ

イルの購入・運搬・管理・計量・毒味・配給などが規定されている。もとより、エイルを管理する性格上、部外者の入室の禁止、また会計年度末にはエイルの損失・紛失分についての報告と理由説明など、エイルの厳重な管理を求められていた。会計報告については、他の部局と同様に毎日、前日分の会計報告を会計局の監査官の前で行うことになっていた。食事に関しては、他の部局のヨーマンたちと同様に、ホールにおいて食事をとり、1日分として2塊のパン、2皿の肉料理、1ガロンのエイルを割当られた。また3ペンスの日当に加えて、衣装代(年額13シリング4ペンス)、靴下代(年額4シリング8ペンス)も支給されていた。

しかし、「黒本」の諸規定の中で、最も注目に値するのは、会計局に関する規定(第76~8条)の厳密さであり、同局の運営方法や権限が明確に示されている。第78条の規定は、さらに28の細目に分かれており、たとえば、会計局において各部局の責任者(clerk or sergeant)による会計報告ならびに監査が毎日行なわれること(第78条—2項)、国王のための徴発の手続きや徴発物の品質や価格の管理(同4・13・14・19項)、週ごとの職務怠慢な職員への査問(同16項)、宮内府内で規律を乱したものに対する退去命令を含む罰則規定(同26項)などが目を引く。いずれにしても、「黒本」が提示する宮内府改革は、何よりも、会計局による各部局の運営に対する統制システムがうまく機能するかどうかにかかっていたのである。

② 1445・1478年の布告と「黒本」の比較

15世紀の国王布告のうち「黒本」に見られたように、宮内府改革の主眼を経費の節減や運営の効率化においたものを第一系列とすれば、そこには、1445年と1478年の布告が加えられる(資料1-a)。まず全体的特徴から見てみよう。前者は35の規定、後者は68の規定から構成されているが、両者の規定を比較しながら読んでいくと、確かにマイヤースが指摘したように、前者のうちの少なくとも21の規定が、後者のいずれかの規定と対応関係にあり、ほとんど逐語的に、あるいは微修正のうえ援用されている場合が少なくない(14)。したがって、1478年の布告作成時に、1445年の布告が主要な参考資料の1つであったことに、ほぼ間違いない。一方、1478年の布告と「黒本」を

比較してみると、まず前者には、「黒本」で見られたような仰々しい長文の序 文はなく、また過去の諸王の宮内府を丹念に振り返ることもしない。各規定 についても、文章がコンパクトで意味も鮮明であり、「黒本」よりも、はるか に読みやすく実務的である。というよりも、正式な王の布告の一般的特徴を 満たしている。内容的にも「黒本」の92の規定を、68の規定に纏め直したと いう印象が強く、もちろんハウスホールド内のすべての部局について言及し ている。以上のことから、「黒本」は 1478 年の布告の作成時に、宮内府の組 織や運営に関する重要な資料として、参照されたものと考えられる。でなけ れば、その後も度々、「黒本」の転写が繰り返されることの説明がつくまい。 それでは、宮内府の経費の節減を目的とするのであれば、これら3つの中 料を通じて、職員の数や俸給額に何らかの変化は認められるのだろうか。宝 内府のハウスホールド部門について比較してみると、確かに 1478 年の布告 において、より厳密な規定や職員数の減少がいくつか認められるものの、全 体的な傾向としては、大きな変化は認められない。たとえば、「黒本」に日当 制で提示された職員の俸給額は、ほぼ固定されており、中には1318年のもの と同額のものさえ含まれていた⁽¹⁵⁾。これだけ見ると「黒本」の俸給の水準は、 当時の経済や物価の動向と比較して、低く抑えられているように思える。し かし、実際には各職員がその不足分を補って余りある王領地の贈与、官職の 授与、その他の副収入を得ており、それが正規の俸給の固定化を可能にして いた点を忘れてはならない。したがって、議会側が批判したのも、まさにこ の点であり、宮内府改革が実効性を発揮するには、同時に「王領地回収」法 の制定など別の立法措置が必要であったのである(16)。

(2) 第二系列の布告群

従来の宮内府改革の研究では、第一系列の布告、すなわち宮内府の経費節減、運営の効率化に関するもの、またそれを巡る国王と議会との対立に重きが置かれてきた。しかし、一方で15世紀後半期に、宮内府内における儀礼に関わる布告も制定されている点を忘れてはならない⁽¹⁷⁾。もちろん、第一系列の布告の中にも儀礼に関する規定が含まれているが、ここでは、職員数、俸給額、配給量など経費の節減に関わる規定を原則として含まない布告を、第

二系列と規定している。そうした場合1471、1493年の布告がこの系列に入っ てくる。儀礼を扱うわけであるから、当然のことながら宮内府内のチェム バー(Domus Magnificencie)に関する規定が中心となっており、その最大の 目的は文字通り、そこに王の地位に相応しい壮麗さを創出することであっ た。細かく分析する余裕はないが、これらの布告の規定に共通する特徴をい くつか挙げてみよう。まずチェムバーにおいて国王にいかなる奉仕がなされ るべきか、たとえば、国王の食卓に酒や食べ物をいかに用意するのか、その 手順と各担当者に関する規定(18)。チェムバーを管轄したのは侍従卿であった。 が、実際に諸規定が遵守されているかを監視していたのは、式部官(gentlemen and yeomen ushers) たちであった(19)。またチェムバー内での儀礼を演出 したのは、肉切り係、酌係、給仕係、チェムバー付きの veomen. grooms. page、さらには吟遊詩人や吹奏者たちであった⁽²⁰⁾。第二に国王の身の回りの 世話は、国王付きのナイトとエスクワイアが担当し、彼らは輪番制で常に国 王の側にあり、国王の就寝後もチェムバーで国王の警護にあたった⁽²¹⁾。第三 にチェムバーで食事をとる人々ならびにその席次が、その社会的身分や職階 に基づいて細かく規定されていた⁽²²⁾。

同時に注目しておきたいのは、(資料1-c)である。これらは15世紀後半期以降に当時の貴族やジェントリを中心に愛読されていた国王や有力貴族の家政内における職務要領や作法書である。もっともそれらは筆者が参照しえたごく一部のものであるとしても、かれらの間に広範に流布していたことは、想像に難くない。そこから推測されることは、貴族やジェントリの間に、政治的エリートとしてのあるべき姿についての意識の変化が現れつつあったということである。すなわち、かつてのような武芸にたけた戦士としての騎士から、礼節や上品さ、教養を兼ね備えた leaned knight たるべきことへの意識の変化である(23)。

このように見てくると、第二系列の布告は、当時の政治的エリート層の間に流布した作法書などを、宮内府に対応する正規な布告の形で纏め直したものとも読める。したがって、それらは、第一系列の布告と同じくらいに当時の政治的エリート層の政治的・社会的意識を反映した布告であったのである。

とすると、ここで一つの問題が生じてくるであろう。第一系列の布告は、 経費の節減を主目的とすることから、その対象は主に供給部門を担当するハ ウスホールド (Domus Providencie) であった。それに対して、第二系列の布 告はチェムバーで執り行なわれる儀礼に関するものであり、その場に壮麗さ magnificence を創出し、 王の威厳を高めることを主目的としていた。 しか も当然のことながら、それを演出する人やものに相当の出費を必要とした (24)。つまり、15世紀後半の宮内府改革に関する布告を全体として捉えると、 一方では経費の節減を目指し、他方では経費の増大を招きかねないという、 一見して矛盾した方向を目指していたように思えるのである。少なくとも、 当時の宮内府改革について経費の節減による国家財政の健全化にのみ注目す ることは一面的であり、その全体的な意味を見誤ってしまう危険性がある。 この問題は、そもそも当時の国王が王国を統治するにあたって、宮内府は、 いかなる役割を果たしていたのか、あるいは期待されていたのか、という本 質的な問題に立ち返って考えてみる必要があるのである。その際に 15 世紀 後半に盛んに議論されるようになった「王の壮麗さ Magnificence」が、この 複雑な問題を解きほぐす鍵概念の一つと考えられる。そこで、最後にこの問 題について考えてみよう。

3 王の壮麗さ Magnificence の創出

(1) 「王の壮麗さ」の観念

「王の壮麗さ」については、イングランドでは、15世紀後半以降に盛んに議論されるようになった問題である。たとえば、15世紀後半の論客 J. フォーテスキューは、『統治の書』において国政改革の諸提言を行ったが、その中で議会法による王領地の回収とそれに基づく王領地経営によって王室財政を再建することを主張した人物として良く知られている(25)。しかし、彼は他の個所で王が壮麗さを保つために「新しい宮殿を建築し、また高価な毛織物、毛皮、宝石などを購入できるだけの財宝を保有しておく必要がある」ことを認めており、それが維持できないとすると、王の生活は「王の地位に相応しい生活とは言えない」と主張しているのである(26)。また「王領地回収法」の目的の

1つは、国王の地位に相応しい宮内府の壮麗さを維持することであったし、 いわゆる「贅沢禁止法 (the Sumptuary Laws)」も社会的身分に応じて、装着 する衣服の壮麗さの程度を細かく規定するものであった(27)。時代はやや下る が、1520年代初めに J. スケルトンが著した書物は、その名も『壮麗さ (Magnyfycence)』である。その中で、主人公である Magnificence は、彼の重臣で あった Measurer を罷免し、Liberty に統治のすべてを任せたがために没落 してしまう。つまりスケルトンは、王の壮麗さが権力を誇示する有効な手段 として認めてはいるものの、同時に彼は、それが財力に応じて然るべきこと がらに消費される實厚さ (by properly measured liberty) でもって行なわれる べきであると警告したのである(28)。王が、その地位に相応しい壮麗さを維持 すべきであるという考え方は、当時のイングランド社会でも、よく理解され ていた。したがって、もしも王が壮麗さの創出の努力を怠ったとき、世間か ら厳しい批判を浴びた。ロンドン大年代記は1471年にヘンリ6世がロンド ン市に入場した際の服装はヴェルヴェットの長いガウンで、まるでこれしか 着るものがないと思わせるような出で立ちだった、とロンドン市民の失望感 を伝えている(29)。またフォーテスキューも、ヘンリ6世に対して、非常時以 外は、宮内府内のサーヴァントや廷臣たちの数を削減して規模を縮小し、宮 内府の威厳を損なうことのないように、たしなめている(30)。近年の研究で は、15世紀後半のイングランドにおける「王侯の壮麗さ」の観念は、シャル ル勇胆公時代のブルゴーニュ宮廷から伝播してきたものであることが明らか になりつつある。中でも注目されるのはブルゴーニュ宮廷で金羊毛騎士団 (the Order of the Golden Fleece) のチャンセラーの地位にあったフィラストル (G. Fillastre) の著した『金の羊毛 (La Toison d'or) (1470)』である。本書はブ ルゴーニュの貴族たちにとって、騎士道精神の鑑にして必読書であり、イン グランドの人文主義者にも大きな影響を及ぼした書物である。その中でフィ ラストルは王侯の最高の美徳とは、その壮麗さにあると言ってはばからな い。彼にとって王侯の壮麗さとは、その身分や権威に相応しい豪華なものを、 君主らしく消費することによって創造されるものであったのである。また liberty の案内役に measure を置くという彼のシナリオは、スケルトンに半 世紀も先んじていた(31)。

け、寛厚という美徳に基づき宮内府の運営、とくに支出を行うことが、改革 の最大の目的であると述べられているのである⁽³⁵⁾。

15世紀後半期イングランドにおける宮内府改革とその意義 井内太郎 283

壮麗さの顕示は、ルネサンスやバロックの宮廷において、王侯の美徳とし て広く認められるようになったが、本来、中世的な意味での、つまり清貧を 美徳とするようなキリスト教社会にあっては、徳目とはなりえなかった。そ の扉を開いたのが、L. B. Alberti, T. Maffei, F. Filelfo といったフィレンツ エの人文主義者たちである。彼らは大コジモの壮麗な宮殿建築を市民による 批判から守るために、まず聖トマス・アクィナスを介してアリストテレスの ニコマコス倫理学に注目し、そこから王侯の壮麗さを正当化する議論を引き 出してきたのである⁽³²⁾。アリストテレスにとって豪華さ(メガロペレペイア) とは、「単に消費的な行為 | のみに関わり「「壮大さ | (メゲトス) ということに 立っての「ふさわしき」(プレプレーサ)消費である。……したがって、費やす ひと、その事態、費やす対象への関係においてふさわしいもの | でなければ ならない。ゆえに「貧しくては豪壮であることはできない」ことになる。で は、豪華なひとの費やしとはいかなるものか。「けだし、豪華な人は自分自身 のためにではなく公共的なもろもろのことがらのために費やすのであるが、 ……豪華なひとは宮にふさわしい什方で家屋を建築するであろうし(家屋も けだしある意味において、国の冠飾であるから)、彼はむしろ成果のうちにおよそ 永続性を有するもの(かかるものがもっともうるわしいから)に関して|費やす のである。同時に豪華なひとが避けるべき2つの悪徳があった。一つは豪華 を超過することであり、「些末な費えにおいて多くを費やし、調子はずれに派 手にする | ことである。もう一つは細かすぎることであり、「彼は何をするに しても遅疑し、いかにすれば費やすことがもっとも少ないだろうかを考慮 し、それすらも出し渋り、しかもあらゆることがらを自分はしかるべき以上 にしていると思っている」ことである⁽³³⁾。このような議論を介して、しだい にヨーロッパの王侯が壮麗な宮殿を建築し、またその内部でその身分に相応 しい消費を行うことが、王侯としての美徳として認められることとなったの である。

注目すべきことは、上述の宮内府の布告にも明らかにアリストテレスの壮麗さの観念が用いられていることである。たとえば「黒本」では、上述の王の壮麗さが6つの特徴にわけて説明されており⁽³⁴⁾、1478年の布告でも、アリストテレスに従いながら、寛厚 (liberty) を放漫ならびにけちの中庸に位置付

(2) イングランドとブルゴーニュ

そこで今一度思い起こしておきたいことは、「黒本」が作成されたのが 1471-2年、つまりエドワード四世がブルージュ亡命から帰還して直後のこと であったということである。当時のブルゴーニュ公国はシャルル勇胆公(在 位;1467-77)の統治下にあって、当時のヨーロッパにおいて名実ともに最大 規模の宮廷とその洗練された文化を誇っていた(36)。この頃から、イングラン ドにおいても各方面でブルゴーニュ文化の影響が強まっていくのであり、宮 内府改革も、そのようなコンテクストの中に位置づけてみる必要がある(37)。 そこで、まず「黒本 | の規定とブルゴーニュ宮廷の布告とを比較してみると、 (直接に参照された形跡はないし、また両者の組織も相異している点を留保した上で も) 1468-9 年にかけて発布されたいくつかの布告と「黒本」の間に、視野と 目的において類似性が認められることがわかっている。さらに興味深いこと に、シャルルが1469年に発布した布告のマニュスクリプトが、唯一、オック スフォードのボードリアン図書館で発見されている。これらの事実が単なる 偶然とは見なし難いことは、同じ頃にエドワードが、ブルゴーニュ宮廷の儀 典長として名声を博していたマルシュ(Oliver de la Marche)に、ブルゴー ニュ宮廷のあり方、特にハウスホールドの運営や祝宴の際の複雑な礼儀作法 についての説明を求めていたことからもわかる。彼はそれに応えて、1474年 にシャルルの宮廷の運営に関する規定集(L'Etat de la Maison du Duc Charles de Bournne dict le Hardy) を書きあげ、エドワードに上梓しているのであ る(38)。さらにエドワードは王の壮麗さの創出の試みとして、宮内府組織の改 革にとどまらず、同時に王宮の増改築にも着手した。近年の王宮の発掘調査 から、15世紀後半以降に王宮の建築プランが大きく変化していること、また 従来テューダー朝期の改革と考えられていたものの多くが、しばしばエド ワードの時代に起源を持つことが明らかとなっている⁽³⁹⁾。たとえば、この時 期に the King's Chamber 内に、あらたに国王やその家族それぞれの私的な 生活空間として私室 (the Privy Lodgings) が設けられるようになった(40)。ま

た、通常、国王の私室が設けられた本丸(the donjon)とその威容、中庭の周りをはしる回廊(gallery)、柵で囲まれた庭園(the railed garden)なども新たに加わった要素である。注目すべきことは、そのいずれもが、ブルゴーニュの王宮の建築構造上の特徴であり、ブルゴーニュの宮廷文化の影響を強く受けていたことである⁽⁴¹⁾。

このように、15世紀後半の宮内府改革は、ブルゴーニュの文化の積極的な 受容を通じて行れたし、それなくしてはあり得なかった。またその試みは、 壮麗なブルゴーニュ宮廷とその洗練された文化を身を以て体験したエドワー ドの、義弟でもあったシャルルと早く肩を並べたいという切なる願いを顕わ してもいたのである。

おわりに—the King's Householdからthe King's Court へ—

15世紀後半という時代は、単に国内の政治抗争や経済不振でもって片づけられる時代ではなかった。同時にフォーテスキューに見られたように、王権の弱体化という危機認識の中から、国家再建の模索が始まったのである。その結果として中央集権的な政治的・社会的統合に向けての新しい制度や理念が創出されることとなった。宮内府改革も、そのような試みの一つであったのである。

15世紀後半期の宮内府改革の意義について知るためには、本章で見たように第一系列と第二系列の布告を全体として捉え直してみる必要がある。そこから言えることは、まず改革の第一の目的は、宮内府内に王に相応しい壮麗さを創出して王の威厳を高めることであり、それを前提とした上で、宮内府の経費節減や運営の効率化による安定的な財政基盤の確立を図ることであり、決してその逆ではなかった。

第二に、これらの布告は、連続性と革新性の両要素を含んでいた。「黒本」の諸規定は、過去の偉大なる王たち、とりわけてもエドワード三世の宮内府組織とそこに顕示された壮麗さをモデルとしていた。一方、新たな要素とは、それらがブルゴーニュの宮廷文化を介してルネサンス的な「王の壮麗さ」を創出する最初の試みであった点である。したがって、宮内府改革は、15世紀

15世紀後半期イングランドにおける宮内府改革とその意義 井内太郎 285

後半から16世紀初頭にかけてのイングランドとブルゴーニュ間の文化交流 の形成・発展があって初めて可能となったと言ってもよいだろう。

第三に、宮内府は、この時期の改革を通じて、かつての騎士道倫理に裏打ちされた戦士共同体的な性格から、礼儀作法・上品さ・教養を行動・価値規範とする国王と貴族・ジェントリたちの新たな社会的結合の場へと徐々にその性格を変化させ、国王宮廷としての体裁を整えていったのである(42)。

以上のような宮内府改革の特徴は、1526年のエルタムの布告において集大成され、テューダー期の国王宮廷(the King's Court)の基本構造ができあがることとなる。しかしながら、これら一連の改革を政治的危機の克服の試みという観点から見た場合、そこにはおのずと限界があった。テューダー期に入ると、宮内府の運営費はさらに増大し、従来のように国王の直轄収入だけでは、もはや対応しきれなくなっていった。そのため、もともと戦時課税であった議会課税収入の少なからざる部分が、その支払いに充てられ、中世以来の国王自活の原則は、実態面から掘り崩されつつあった(43)。初期ステュアート朝期になると、伝統的な財政制度のみならず、この憲政的原則そのものが国王と議会側との間の重要な争点となり、あらたな政治的危機の段階を迎えることになるのである。

註

- (1) バラ戦争に関する近年の研究動向や参考文献についてに関しては、以下を参照。尾野比左夫『バラ戦争の研究』近代文藝社、1992年。A. J. Pollard, The Wars of the Roses, (Macmillan, 1988); Do, ed., The Wars of the Roses, (Macmillan, 1995); C. Carpenter, The Wars of the Roses: Politics and the constitution in England, c. 1437-1509 (Cambridge, 1997).
- (2) 15世紀の政治・財政史研究に関しては、さしあたり以下を参照。尾野『イギリス絶対主義の研究』比叡書房、1978年。城戸毅『中世イギリス財政史研究』東大出版会、1994年。R. A. Griffiths, *The Reign of King Henry VI*, California, 1981; C. Ross, *Edward IV*, (Yale, 1997 (1974)).
- (3) エルトン論争の最近の動向については、拙稿「絶対王政と行政革命」(指・岩井編『イギリス史の新潮流~修正主義の近世史~』彩流社、2000年所収)を参照。 G. W. Bernard, "Elton's Cromwell" *History*, vol. 83 (1998), pp. 587-607. また最近エルトンに関する論集も組まれた。"The Eltonian Legacy", *Transactions of*

Royal Historical Society, 6th series, vol. 7, 1997, pp. 177-336.

- (4) ただし本章では、紙幅の関係上、15 世紀後半の重要な研究テーマであるバスタード・フューダリズムやアフィニテイの問題については扱わない。それらについては、以下を参照。新井由起夫「15 世紀前半のイングランドに於けるジェントリとアフィニテイージェントリの遺言書からの分析ー」『史学雑誌』 第 95 編、8号、1986 年。梁川洋子「中世末期イングランドにおけるバスタード・フューダリズムの流行」『西洋史学』177号、1995 年。北野かほる「シュロプシャの「悪党」ー訴訟記録にみるバスタード・フューダリズムー」『法学』63巻、6号、2000年。D. A. L. Morgan, "The house of policy: the political role of the late Plantagenet household, 1422-1485", D. Starkey, ed., *The English Court* (以下 E. C. 略記), London, 1987, pp. 25-70; Do, "The King's Affinity in the Polity of Yorkist England" *Transactions of the Royal Historical Society*, 5th series, vol. 23, 1973, pp. 1-25.
- (5) 本章で用いた宮内府の布告に関する研究文献や史料集については、以下を参照。C. Johnson, ed., Dialogus de Scaccario and Constitutio Domus Regis (Edinburgh, 1950, reissued with corrections by F. E. L. Carter and D. E. Greenway, Oxford, 1983), pp. 128-35; T. F. Tout, Chapters in the Administrative History of Medieval England, (6 vols, Mancester, 1920-3); Do, The Places of the Reign of Ed II in English History (Mancester, 1936); A. R. Myers, The Household of Edward IV (Mancester, 1959); N. H. Nicolas, ed., Proceeding and Ordinances of the Privy Council of England, 1386-1542 (7 vols, 1834-7); A Collection of Ordinances and Regulations for the Government of the Royal Household (以下 H. O. 略記) (Society of Antiquaries of London, 1790); E. Jeffrey, ed., The Antiquarian Repertory (4vols, 1807-9).
- (6) モーガンは、13 世紀半ばに Bishop Grosseteste が記したテキスト以外に残っていないという。 Morgan, The house of policy..., p. 27.
- (7) 筆者が参照できなかったその他の貴族・ジェントリの家政関係史料については、マイヤースの参考文献を参照。Myers, Household, pp. 300-6.
- (8) 15世紀の作法・儀礼書を収録した史料集として以下を参照。 F. J. Furnival, ed., *Early English Meals and Manners* (Early English Text Society, Original Series, no. 32, 1868); R. R. Chambers, ed., *A Fifteenth Century Book* (E. E, T. S., no. 148, 1914).
- (9) Starkey, "Intimacy and innovation: the rise of the Privy Chamber, 1485–1547" in E. C., p. 72; Do, "Court and Government" in Do, eds., Revolution Reassessed (Oxford, 1986), p. 30.

15世紀後半期イングランドにおける宮内府改革とその意義 井内太郎 287

- (10) Myers, Household, pp. 29-34.
- (11) 中・近世の宮内府組織の基本構造について知るには、以下の文献が有益。J. H. Johnson, "The King's Wardrobe and Household", in J. F. Willard and W. A. Morris, The English Government at Work (3 vols, Cambridge, Mass, 1940-50) vol. I, pp. 207-21; C. J. Given-Wilson, The Royal Household and the King's Affinity: service, politics and finance in England 1360-1413 (London, 1986); R. C. Braddock, "The Royal Household, 1540-1560" (Northwestern Univ., Ph. D. thesis, 1971); A. Woodworth, "Purveyance for the Royal Household in the Regin of Queen Elizabeth" Transactions of the American Philosophical Society, vol. 35, part 1, 1945; K. Mertes, The English Noble Household 1200-1600, (Oxford, 1988).
- (12) ここで挙げられているのは、Magni (S1), Salamonis (S2), Lud (S3), Cassibellani (S4), Hardknout (S5), Henrici primi (S6), Edwardi tertii (S7)。
- (13) 「黒本」のオリジナルとその後の転写本の史料的系譜については、以下を参照。 Myers, Household, pp. 51-6; K. Mertes, "The Liber Niger of Edward IV: a new version", Bulletin of the Institute of Historical Research, vol. 54 (1981) pp. 20-39; A. P. Newton, "A List of the Records of the Greencloth extant in 1610" English Historical Review, XXXIV (1919), p. 237.
- (14) Myers, Household, p. 41. ヘンリ6世時代の宮内府改革については、以下を参照。Myers, Household, pp. 5-15; Do, Crown, Household and Parliament in Fifteenth Century England (London, 1985), pp. 231-50; Morgan, The house of policy, pp. 35-55; Griffiths, op. cit., ch. 13. 梁川「ヘンリ6世治世におけるハウスホールドの拡大と国王のアフィニテイ」『富澤先生古稀記念 関大西洋史論集』 1996年。
- (15) squires と yeomen の俸給は、1318年の布告中のものと変わっていない。 Myers, Household, p. 20. Cf. Tout, The Place, pp. 253, 272. 「黒本」は宮内府内における俸給の基準を以下のように規定している。ii pages = i groom, ii grooms = i yeoman, ii yeomen = i gentleman (in the B. B., S 77)。またハウスホールド部門の各部局のスタッフは、基本的に上から the sergeant-yeoman-groom-pageから構成されていた。
- (16) 「王領地回収法」については、以下を参照。Wolffe, The Crown Lands 1461 to 1536 (London, 1970); Do, The Royal Demesne in English History (London, 1971).
- (17) たとえばチェムバーに関するこれまでの研究は、殆どが同局の財務行政に関するものであり、王の壮麗さを創出する場としてのチェムバーの役割については、

ほとんど扱われてこなかった。尾野『イギリス絶対主義の研究』第3章; 城戸、前掲書、第1・2章; R. C. Richardson, *Tudor Chamber Administration, 1485–1547* (Baton Rougue, 1952); Wolffe, *The Crown...* pp. 51-75; Do, *The Royal.* pp. 143-229.

- (18) O 1471, S. 15, 16; O 1493 (in *H. O.* pp. 112-3).
- (19) O 1471, S. 17, 18, 19; O 1493 (in H. O. pp. 109, 113).
- (20) かれらチェムバーのスタッフをハウスホールドのスタッフと出身階層の点で比較してみると、前者がヨーマンかそれ以下であるのに対して、後者は多くの場合ジェントルマンかそれ以上であった。 Morgan, *op. cit.*, p. 33. たとえば、「黒本」は、the Yeomn of the Crown の条件を 'chosen and tryed out of euery lordes house in Ynglond for theyre curyng and vertew' としている (B. B., S. 37)。
- (21) O 1471, S. 6, 7, 8, 9, 11; O 1493 (H. O. pp. 109).
- (22) O 1471, S. 14; O 1493 (H. O. pp. 111-3).
- (23) 最近の研究では、15世紀後半のイングランドでは、ブルゴーニュの宮廷文化の 影響を受けながら、learned knight の理念が形成されていった点が明らかになり つつある。G. Kipling, The Triumph of Honour: Burgundian Origins of The Elizabethan Renaissance (Hague, 1977), esp. ch 1; S. Gunn, "Chivalry and the Politics of the Early Tudor Court" in S. Anglo, Chivalry in the Renaissance (Woodbridge, 1990), p. 127. 本章、第3節の(2)も合わせ参照。
- (24) 15 世紀後半に宮内府の規模が拡大した最大の要因は、チェムバーのスタッフである Squires of the Household と Yeomen of the Chamber の数が急増したことによる。モーガンによれば 1438-9 年から 1448-9 年の間に、宮内府のサーヴァントの数は、523 名から 875 名に増加したが、そのうち上述の Squires が 128 名から 316 名、 Yoemen が 28 名から 71 名に急増していた (Morgan, op. cit., p. 41)。ちなみに「黒本」では、Squires の数を 40 名と規定している (B. B. S. 50)。しかし、そのすぐ後で 'XL, or mo if it please the king' としており、また上述の実態から考えても、実際に 40 名という数が遵守されていたとは考えにくい。この点は、「黒本」がハウスホールド部門の各部局の職員数を、厳密に定めていたのとは好対照をなしている。
- (25) J. Fortescue, *The Governance of England*, ed., C. Plummer (Oxford, 1885), esp. pp. 142-3, 148, 154-5.
- (26) *Ibid.*, p. 152.
- (27) 'your Honorable Household must be kept and borne Worshipfully and Honorably, as it accordeth to the Honour of your Estate and your said Realme' (in Act of Resumption (1485), *Rotuli Parliamentorum*, vol. VI, p. 336).

15世紀後半期イングランドにおける宮内府改革とその意義 井内太郎 289

- 贅沢禁止法については the Sumptuary Laws of 1463 and 1483 (R. P., vol. V, 504 -6, vol. VI, 220-1) ならびに川北稔『洒落者たちのイギリス史』平凡社、1986 年。
- (28) Kipling, op. cit., pp. 28-30; W. O. Harris, Skelton's Magnyfycence and the Cardinal Virtue Tradition. (Chapel Hill. 1965).
- (29) Thomas, A. H. and I. D. Thornley, eds., *The Great Chronicle of London*, (London, 1938), p. 215.
- (30) Fortescue, op. cit., pp352-3.
- (31) Kipling, op. cit., pp. 29–30.
- (32) 以下の記述は、次の研究に依拠している。A. D. Fraser Jenkins, "Cosimo de' Medici's Patronage of Archtecture and the Theory of Magnificence", *Journal of the Warburg and Courtauld Institutes*, vol. XXXIII, (1970), pp. 162-70; R. ストロング/星和彦『ルネサンスの祝祭、上・下』上巻、平凡社、1987 年、52-3 頁。
- (33) アリストテレス / 高田三郎『ニコマコス倫理学 (上・下)』上巻、岩波文庫、139 -44 頁。
- (34) 'DOMUS REGIE MAGNIFICENCE sex habet proprietates Ethicorum iiii, magnificus ab equali proporcionato sumptu opus faciet magis magnificum' (in *B. B.*, S. 8).
- (35) O 1478, S. 1. アリストテレス、前掲書、上巻、129-38 頁。
- (36) シャルル時代のブルゴーニュ公国については、以下を参照。O. Cartellieri, The Court of Burgundy (London, 1929); R. Vaughan, Charles the Bold (London, 1973); A. G. Dickens, ed., The Courts of Europe, Politics, Patronage and Royalty, 1400-1800 (London, 1977); C. A. J. Armstrong, England, France and Burgundy in the Fifteenth Century (London, 1983); R. Ash, eds., Prince, Patronage, and the Nobility (Oxford, 1991); S. Gunn, "Henry VII and Charles the Bold", History Today, vol. 46-4 (1996).
- (37) キプリングの議論の特徴は、テューダー朝時代の人文主義の形成に、learned knight の理念を中心とするブルゴーニュ文化が果たした役割は、イタリア・ルネサンスのそれと同じくらいに重要であったとする点、さらに前者を継承した人物としてスケルトン、ヘンリ8世、シドニー、スペンサーを挙げ、後者(the purer humanist tradition)を継承したエラスムス、アスカム、モアらと一線を画する点にある。Kipling, op. cit., esp. intro., p. 13, 22-30. 後者については、越智武臣『近代英国の起源』ミネルヴァ書房、1966年、312-373 頁を参照。
- (38) Myers, op. cit., pp. 3-4; W. Paravicini, "The Court of the Dukes of Brugundy: A model for Europe?" in Ash, op. cit., p. 95; R. A. Griffith, "The king's Court during the Wars of the Roses: Continuities in a Age of Discontinui-

ties" in Ash, op. cit., p. 43.

- (39) S, Thurley, The Royal Places of Tudor England: Architecture and Court Life (London, 1993), p. 3.
- (40) *Ibid.*, pp. 14-5, 18-21. 1471 年の布告において、初めてチェムバーが従来の the upper chamber, the inner chamber から the inner chamber, the middle chamber, the upper chamber の 3 つに分かれていることは、こうした建築構造の変化を反映したものと考えられる。 the inner chamber は、国王の私室としての性格を強め、a gentleman usher の管理下に入室が厳しく制限された(O 1471, S. 14, 15)。 the inner chamber は、1526 年のエルタムの布告で the Privy Chamer として正式に認められ、専属のスタッフが配されることになる(H. O., pp. 154-9)。プリヴィ・チェムバーの機能については、以下の文献を参照。 Starkey, "Intimacy and innovation: the rise of the Privy Chamber" in Starkey, *E. C.*, pp. 71-118; Do, "Court and Government" in Starkey, eds., *Revolution Reassessed: Revisions in the History of Tudor Government and Administration*(Oxford, 1986), pp. 29-58. 拙稿「国王の身体・儀礼・象徴——テューダー絶対王政期における」(岡本明編『支配の文化史』ミネルヴァ書房、1997 年、所収)。拙稿「テューダー中期の財政危機と国家財政運営」『史学研究』 217 号、1997 年。
- (41) Thurley, op. cit., pp. 20-1.
- (42) モーガンは「黒本」が作成される 1470 年代までに、一連の書物や法令に 'curia regis' や 'king's household' に代わって 'court' を用いることが流行し、またその 道徳性を巡るアンチ宮廷文学も初めて現れたという興味深い指摘を行っている。 Morgan, The house of policy, pp. 68-70.
- (43) J. D. Alsop, "The Theory and practice of Tudor taxation", English Historical Review, vol. XCVII, no. 382 (1982), pp. 24-6. 酒井重喜『混合王政と租税国家』 弘文堂、1997 年、とくに第1・3章。M. J. ブラディック / 酒井訳『イギリスにおける租税国家の成立』ミネルヴァ書房、2000 年。